

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
無料職業紹介所
取扱対象範囲(案)
 (平成28年6月1日現在)

(2)介護保険事業

- 介護老人保健施設(無低老健を除く)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売
- 居宅介護支援
- 介護予防支援
- 地域支援事業
- 地域包括支援センター

(3)障害者総合支援法に基づく事業

- 市町村地域生活支援事業
 - ・理解促進研修・啓発事業
 - ・自発的活動支援事業
 - ・成年後見制度利用支援事業
 - ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業
- 都道府県地域生活支援事業
 - ・専門性の高い相談支援事業
 - ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - ・意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
 - ・広域的な支援事業
- 特別支援事業

(4)地方自治体の条例または補助に基づき福祉関係事業を行う事業所

(5)行政が実施する相談所

- 福祉事務所
- 児童相談所
- 婦人相談所
- 身体障害者更生相談所
- 知的障害者更生相談所
- 市町村福祉担当課

(6)その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
[老人福祉法]
 ・ 有料老人ホーム(住宅型)

- 【生活保護関係の事業】
 [第一種社会福祉事業]
 ● 救護施設
 ● 更生施設
 ● 医療保護施設
 ● 授産施設
 ● 宿所提供施設
 ● 生計困難者に対して助葬を行う事業
- 【第二種社会福祉事業】
 ● 生活必需品等を与える事業
 ● 生活に関する相談に応ずる事業

- 【児童福祉関係の事業】
 [第一種社会福祉事業]
 ● 乳児院
 ● 母子生活支援施設
 ● 児童養護施設
 ● 障害児入所施設(福祉型)(医療型)
 ● 情緒障害児短期治療施設
 ● 児童自立支援施設
- 【第二種社会福祉事業】
 ● 障害児通所支援事業
 ・ 児童発達支援(センター)
 ・ 医療型児童発達支援(センター)
 ・ 放課後等デイサービス
 ● 障害児相談支援事業
 ● 児童自立生活援助事業
 ● 放課後児童健全育成事業
 ● 子育て短期支援事業
 ● 乳児家庭全戸訪問事業
 ● 養育支援訪問事業
 ● 地域子育て支援拠点事業
 ● 一時預かり事業
 ● 小規模住居型児童養育事業
 ● 助産施設
 ● 保育所
 ● 児童厚生施設
 ● 児童家庭支援センター
 ● 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(1)社会福祉事業

- 【婦人保護関係の事業】
 [第一種社会福祉事業]
 ● 婦人保護施設
- 【経済保護事業】
 [第一種社会福祉事業]
 ● 授産施設
 ● 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- 【母子・寡婦福祉関係の事業】
 [第二種社会福祉事業]
 ● 母子家庭等日常生活支援事業
 ● 寡婦日常生活支援事業
 ● 母子福祉センター
 ● 母子休養ホーム

【老人福祉関係の事業】	(介護保険法上の名称)
[第一種社会福祉事業]	
● 特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
[第二種社会福祉事業]	
● 老人居宅介護等事業	訪問介護 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護
● 老人デイサービス事業	通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
● 老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
● 小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
● 認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
● 複合型サービス福祉事業	複合型サービス
● 無料低額介護老人保健施設	介護老人保健施設

- 【第一種社会福祉事業】
 ● 養護老人ホーム(一般)(盲)
 ● 軽費老人ホーム
- 【第二種社会福祉事業】
 ● 老人デイサービスセンター
 ● 老人短期入所施設
 ● 老人福祉センター
 ● 老人介護支援センター※いわゆる「在宅介護支援センター」

- 【障害者総合支援法に基づく事業】
 [第一種社会福祉事業]
 ● 障害者支援施設
- 【第二種社会福祉事業】
 ● 障害福祉サービス事業
 ・ 居宅介護
 ・ 重度訪問介護
 ・ 重度障害者等包括支援
 ・ 短期入所
 ・ 行動援護
 ・ 同行援護
 ・ 療養介護
 ・ 生活介護
 ・ 共同生活援助
 ・ 自立訓練(機能訓練)(生活訓練)
 ・ 就労移行支援
 ・ 就労継続支援(A型)(B型)
 ・ 一般相談支援事業
 ・ 特定相談支援事業
 ・ 移動支援事業
 ・ 地域活動支援センター
 ・ 福祉ホーム事業

- 【身体障害者福祉関係の事業】
 [第二種社会福祉事業]
 ● 身体障害者生活訓練等事業
 ● 手話通訳事業
 ● 介助犬訓練事業
 ● 聴導犬訓練事業
 ● 身体障害者福祉センター
 ● 補装具製作施設
 ● 盲導犬訓練施設
 ● 視聴覚障害者情報提供施設
 ● 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 【知的障害者福祉関係の事業】
 [第二種社会福祉事業]
 ● 知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 【経済保護事業】
 [第二種社会福祉事業]
 ● 簡易住宅を貸し付ける事業
 ● 宿泊所等を利用させる事業
- 【医療保護事業】
 [第二種社会福祉事業]
 ● 無料低額診療事業
 ● 無料低額介護老人保健施設(再掲)
- 【隣保事業】
 [第二種社会福祉事業]
 ● 隣保事業
- 【福祉サービス利用援助事業】
 [第二種社会福祉事業]
 ● 福祉サービス利用援助事業
- 【連絡調整事業】
 [第二種社会福祉事業]
 ● 連絡を行う事業※社会福祉協議会等
 ● 助成を行う事業